

みんなで文化財を守ろう

佐渡市には現在325件(国指定50件・県指定62件・佐渡市指定213件)の指定文化財があります。佐渡は全国的に見ても、文化財が非常に多く残っている地域です。それは、佐渡や日本の歴史・文化を知る上でとても大切なものばかりです。

この大事な文化財はみなさんの身近にある物が多く、普段から見慣れている物が大事な文化財であったりします。また、指定文化財になっていない物でも貴重な物が多くあります。こういった文化財は「行政による保護」だけでなく、地域のみなさんの「残したい」「守っていきたい」という気持ちがなければ、あっという間になくなってしまいます。一度失ってしまった文化財を、復活させたり、取り戻すことは非常に大変です。

文化財を保護し、未来に伝えるために「文化財保護法」「新潟県文化財保護条例」「佐渡市文化財保護条例」などの法律・条例があります。また、「銃砲刀剣類所持等取締法」などの法律も文化財に大きく関わっている法律です。これらの法律・条例をみんなで守っていくことが文化財の保護になります。

もし、市民のみなさんの中で「これは文化財なの?」「何か手続きが必要なの?」「指定文化財に申請したい」「刀や槍が見つかった!」「この古文書は何?」「どうやって保管管理すればいいの?」といったご質問・ご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。特に古文書類の紛失が近年多く発生しております。

また、指定文化財所有者・管理者のみなさまにつきましては、日ごろより文化財保護のご協力をいただいておりますが、文化財の修繕等には届出等の手続きが必要な場合がありますので、事前にご相談くださるようお願いいたします。

お問い合わせ 教育委員会文化振興課 ☎27-4170

【年金だより】

老齢基礎年金を受け取るには?

国民年金の老齢基礎年金は一定の要件を満たした方が、「裁定請求書」を提出して65歳の翌月分から受けることができます。

年金を受けるために必要な期間

国民年金の保険料は20歳から60歳までの40年間納めますが、年金を受け取るためには次の①～⑦の期間が、合計して原則25年以上必要です。

- ① 国民年金保険料を納付した期間
 - ② 国民年金保険料の免除全額・4分の3・半額・4分の1(された期間)残りの4分の1・半額・4分の3を納めた場合)
 - ③ 第1号被保険者で若年者納付猶予を受けた期間
 - ④ 第1号被保険者で学生納付特例を受けた期間
 - ⑤ 昭和36年4月以降の厚生年金・共済組合の加入期間
 - ⑥ 第3号被保険者としての期間
 - ⑦ 国民年金に任意加入できるが、しなかった期間などの合算対象期間
- ③、④、⑦の期間は年金額には反映されません。

裁定請求書の提出

年金の受け取りは65歳にならたら自動的にもらえるわけではありません。裁定請求書を提出する必要があります。裁定請求書は、社会保険庁が年金

支給開始年齢到達をもって受給権が発生する方へ、誕生日の3か月前に、氏名、生年月日、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を送付しております。請求書に必要事項を記入の上、住民票等の添付書類を添えて誕生日の前日を迎えてから提出して下さい。また市役所にも請求書はありますので、お尋ね下さい。

11月定例社会保険事務相談所(年金相談等)の開設について

佐和田商工会 ☎52 3148
15日(水)受付 午後1時30分～3時30分
両津商工会 ☎27 5128
16日(木)受付 午前9時～11時
小木町商工会 ☎86 2216
16日(木)受付 午前9時～10時30分

お問い合わせ

市民課戸籍年金係 ☎63 5112
各支所市民課国民年金担当係
または
新潟西社会保険事務所

☎025 225 3001

ねんきんダイヤル

年金請求などに関する相談

☎0570 05 1165

年金を受けている方の相談

☎0570 05 1165